

## 法改正情報

1. 近年の工事費の上昇を踏まえ、**金額要件の見直し**により、下記の金額が変更されました。

(建設業法施行令の一部を改正する政令 令和5年1月1日施行)

	改正前	改正後
特定建設業の許可・監理技術者の配置・施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限	4000万円 (6000万円)	4500万円 (7000万円)
主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限	3500万円 (7000万円)	4000万円 (8000万円)
特定専門工事の下請代金額の上限	3500万円	4000万円

( ) 建築一式工事

2. **技術検定の受検資格の見直し** (令和6年4月1日施行予定)

令和6年度の検定試験より、1級・2級とも第一次検定については、一定年齢以上の全ての方に受検資格を認める方向で検討されています。(案：1級19歳以上・2級17歳以上)

また受検資格の見直しに伴い、各学校において国土交通大臣が定める専門性の高い学科を履修した方は、第一次検定の一部科目が免除されます。

今後の国土交通省令の改正により決定されますので、**令和6年度以降**に受検される方は(注)令和5年度は現行の通り)、必ず試験機関ホームページ等で最新の情報を確認して下さい。